

「石巻市印鑑条例の一部を改正する条例」について

石巻市印鑑条例の条中に、オンラインによる印鑑登録証明書の交付申請の取り扱いについて、下記の規定を追加する。

- ① 印鑑登録証の添付を要しないこと。
- ② 申請は印鑑登録者自らが行うこと。
- ③ 申請が適正であることを確認した場合は、郵送による交付を可能とすること。

【例規改正の内容】

■石巻市印鑑条例

		手続方法	利用時間	申請場所	手続き等	納付方法	交付方法
改正 後	改正 前	窓口交付	8：30～17：00	市民課 総合支所 支所	対面・書面・印鑑登録証で行う手続	現金	手交
		コンビニ交付 サービス	6：30～23：00	コンビニエンス ストア等	コンビニ等のマルチコピー機でマイナンバー カード・利用者証明用電子証明書（4桁の数字 の暗証番号）で行う手続	現金・電子マネー	マルチコピー 機から印刷
		オンライン申請	24時間	どこでも	スマホ・PCからマイナンバーカード・署名 用電子証明書（6桁以上の英数字の暗証番 号）で行う手続	クレジット払い	申請者の住所 へ郵送